



平成 26 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ツ ノ ダ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 角 田 重 夫
コ ー ド 番 号 7 3 0 8 (名 証 第 二 部)
問 合 せ 先 取 締 役 E S 部 ジ ェ ネ ラ ル マ ネ ー ジ ャ ー 渡 邊 雅 樹
(TEL : 0 5 6 8 - 7 2 - 2 3 3 1)

株主による臨時株主総会の招集請求に関する当社の対応について

当社は、平成 26 年 8 月 11 日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」に記載の通り、当社の株主である池本 治氏より、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の招集を請求する書面(以下「本請求」という)を平成 26 年 8 月 11 日に受領したことについて、本日開催の当社取締役会において本請求に対する当社方針を検討いたしました。

その結果、当社としては、本請求の目的とされている下記議案につきましては、平成 26 年 9 月 25 日に開催を予定しております当社の第 78 期定時株主総会において併せて付議させていただくことと致しましたので、お知らせいたします。

記

株主総会招集請求による付議議案

1. 定款一部変更の件「自己株式の消却について」

◇提案の内容

現行定款「第 3 章 株主総会」に以下の条文を新設する。

第 18 条 株主総会は、会社法に規定する事項の外、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数を含む）に関する事項について決議することができる（上記第 18 条の新設に伴い、現行定款第 18 条を第 19 条とし、以下を順次 1 条ずつ繰り下げる）。

◇提案の理由

当社は、自己株式を消却することなしに保有している。仮にかかる自己株式が公募割当又は第三者割当により処分された場合、既存の株主の利益は大きく損なわれることになる。かかる株主の利益を守るために、株主総会において、自己株式の消却に関する事項について決議できるようにする。

2. 自己株式の消却の件

◇提案の内容

上記 1. の議案の承認可決を条件に、保有する自己株式を 500,000 株消却する。

◇提案の理由

当社の発行済株式総数残高 7,735,000 株で平成 26 年 6 月 30 日現在保有する自己株式は 2,928,000 株に上る。また、潜在株式数 500,000 株分の新株予約権(有償ストックオプション)を発行している。新株予約権が全て行使されても、自己株式を 500,000 株消却すれば、発行済株式総数残高は増えないから。

3. 定款一部変更の件「公告方法の変更について」

◇提案の内容

現行定款第5条(公告方法)の変更

(変更前)

当会社の公告は、名古屋市において発行する中部経済新聞に掲載する。

(変更後)

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることが出来ない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

◇提案の理由

中部経済新聞は、発行部数も少なく、愛知県・岐阜県・三重県・静岡県の東海4県を主力エリアとする経済新聞であり、それ以外の地域に在住する株主は、公告を見ることが出来ないため。

以 上